

## 第5章 保険料クレジットカード支払特約

### (特約の適用)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、会社の指定するクレジットカード（以下、「指定カード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
2. 前項の指定カードは、指定カードの名義人が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下、「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下、「会員規約等」といいます。）にもとづき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものであることを要します。

### (責任開始期)

- 第2条 この特約が適用された場合には、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。

### (保険料の払込)

- 第3条 保険料は、主約款の保険料の払込の規定にかかわらず、会社が指定カードの有効性の確認（利用限度内であること等の確認を含みます。以下同じ。）を得た上で、次の時に、指定カードにより保険料相当額を決済すること（以下、「クレジットカード支払」といいます。）によって会社に払い込まれるものとします。
- (1) 第1回保険料の場合は、会社がクレジットカード支払を承諾した時  
(2) 第2回以後の保険料の場合は、払込期月中の会社の定めた日
2. 同一の指定カードで2件以上の保険契約のクレジットカード支払を行う場合には、保険契約者は、会社に対して決済順序を指定できないものとします。
3. 会社が指定カードの有効性の確認を得た後で、会社がカード会社より保険料相当額を領収できなかった場合には、その払込期月中の保険料（第1回保険料を含みます。）については、クレジットカード支払がなかったものとして取り扱います。
4. 会社は、クレジットカード支払により払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

### (第1回保険料についてクレジットカード支払ができない場合の取扱)

- 第4条 第1回保険料からクレジットカード支払を行う場合で、第1回保険料について、次のいずれかに該当したことによりクレジットカード支払ができなかったときは、主約款の規定にかかわらず、保険契約者は、責任開始期の属する月の翌々月の5日（以下、「第1回保険料の払込期間満了日」といいます。）までに、会社が指定した方法により、第1回保険料および主約款に定める払込期月の過ぎた第2回以後の保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。
- (1) 会社が指定カードの有効性の確認を得られなかったとき  
(2) 会社が指定カードの有効性の確認を得た後で、会社がカード会社より保険料相当額を領

取できなかったとき

2. 前項に規定する第1回保険料の払込があった場合、第2回以後の保険料の払込方法（経路）は主約款に定める口座振替（以下、「口座振替」といいます。）による方法に変更したものとします。

（第1回保険料の不払いによる無効）

第5条 前条第1項に該当する場合で、第1回保険料の払込期間満了日までに第1回保険料の払込がないときは、会社は、保険契約を無効とします。ただし、第6条（第1回保険料の払込前に保険事故が生じた場合）第1項に該当する場合を除きます。

2. 本条の規定によって保険契約を無効とした場合、責任準備金その他の払戻金の払戻しはありません。

（第1回保険料の払込前に保険事故が生じた場合）

第6条 会社が、クレジットカード支払を承諾する前または第4条（第1回保険料についてクレジットカード支払ができない場合の取扱）第1項に該当したことにより第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の払込期間満了日までに主約款の規定にもとづいて保険金または給付金（以下、「保険金等」といいます。）の支払事由が生じたときは、第1回保険料を支払うべき金額から差し引きます。ただし、第2回以後の保険料について、主約款の規定にもとづいて差し引くべき未払込保険料がある場合は、第1回保険料と合わせて支払うべき金額から差し引きます。

2. 前項の場合、保険金等が第1回保険料（前項ただし書の未払込保険料を含みます。以下、本項において同じ。）に不足するときは、保険契約者は第1回保険料の払込期間満了日までに第1回保険料を払い込んでください。第1回保険料の払込がない場合には、会社は支払事由の発生により支払うべき保険金等を支払いません。
3. 会社がクレジットカード支払を承諾する前または第4条第1項に該当したことにより第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の払込期間満了日までに主約款の規定にもとづいて保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、第1回保険料の払込期間満了日までに第1回保険料を払い込んでください。ただし、第2回以後の保険料について、未払込保険料がある場合は、第1回保険料と合わせた未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

（指定カードの変更）

第7条 保険契約者は、指定カードを他の指定カードに変更することができます。

2. 保険契約者は、保険料のクレジットカード支払の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社に申し出て、他の保険料の払込方法（経路）に変更してください。

（特約の消滅）

第8条 つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。第1号から第3号までに該当する場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。

- (1) 第2回以後の保険料について、会社が指定カードの有効性の確認を得られなかったとき
- (2) 第2回以後の保険料について、会社がカード会社より保険料相当額を領収できなかったとき

- (3) 第2回以後の保険料について、カード会社が保険料のクレジットカード支払の取扱を停止したとき
  - (4) 保険契約が消滅または失効したとき
  - (5) 他の保険料の払込方法〈経路〉に変更したとき
2. 前項第1号から第3号の規定により、この特約が消滅した場合、第2回以後の保険料の払込方法〈経路〉は口座振替による方法に変更したものとします。
3. 第2回以後の保険料の払込方法〈経路〉を他の保険料の払込方法〈経路〉に変更した場合には、会社は、保険料の払込方法〈経路〉の変更が完了するまでの間、会社の定める他の払込方法を認めることがあります。

(主約款の規定の準用)

第9条 この特約条項に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

(総合保障保険に付加する場合の特則)

第10条 この特約を総合保障保険に付加する場合は第2条（責任開始期）を適用しません。

(3大疾病保険料払込免除特約が付加されている場合の特則)

第11条 3大疾病保険料払込免除特約が付加されている場合には、第6条（第1回保険料の払込前に保険事故が生じた場合）第3項の規定中、「主約款の規定」は「3大疾病保険料払込免除特約の特約条項の規定」と読み替えます。

(認知症保険（払戻金なし）に付加する場合の特則)

第12条 この特約を認知症保険（払戻金なし）に付加する場合は、次の各号のとおり取り扱います。

(1) 第2条（責任開始期）を次のとおり読み替えます。

「(保険期間の始期)

第2条 この特約が適用された場合には、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時を保険期間の始期とします。」

(2) 第4条（第1回保険料についてクレジットカード支払ができない場合の取扱）第1項の規定中、「責任開始期」は「保険期間の始期」と読み替えます。

(ポイントの使用に関する特則)

第13条 保険契約者は、楽天グループ株式会社（以下、「ポイント発行会社」といいます。）が楽天会員規約にもとづき会員登録をした会員に対して提供する楽天ポイント（以下、「ポイント」といいます。）について、その保有するポイントを1ポイント＝1円で換算した金額（以下、「ポイント相当額」といいます。）をもって保険料の全部または一部の払込に使用することができます。ただし、保険契約者がポイントの使用時に保有する有効なポイントに限り、ポイント発行会社の会員規約または所定のウェブサイト等で確認できる利用の下限および上限を限度とします。

2. 前項によりポイントを使用する場合には、保険契約者が、ポイントを保険料の払込に使用する意思表示を行い、その保有するポイント残高が減算された時に、ポイント相当額について保険料の払込があったものとみなします。この場合において、ポイント相当額が保険料の一部であるときは、この特約の規定中「第1回保険料」を「第1回保険料からポイント相当額を控除した残額」と、「第2回以後の保険料」を「第2回以後の保険料からポイント相当額を控除した残額」と、「保険料相当額」を「保険料相当額からポイント相当額を控除した残額」と読み替えます。
3. 2件以上の保険契約についてポイントの使用を行う場合には、保険契約者は、会社に対してポイントを使用する順序を指定できないものとします。
4. 主約款および主契約に付加された特約の規定により会社が保険料を返還する場合は、主約款および主契約に付加された特約の規定に従い保険料を返還するものとし、ポイントによる返還は行いません。
5. ポイントの不正使用があった場合には、次のとおりとします。
  - (1) 保険契約者が保険料の払込に使用したポイントが、他人のIDの盗取等の不正行為により取得したものであった場合には、ポイントの使用は行われなかったものとし、保険契約者は、使用したポイント相当額の保険料を直ちに会社に払い込まなければなりません。
  - (2) 前号の場合には、会社は、保険契約者が不正に使用したポイントおよびポイント相当額の返還は行いません。
6. ポイント発行会社の財務および業務運営の状況等に照らし、ポイントの使用の取扱いの継続が困難であると会社が認めたときは、会社は、ポイントの使用の取扱いを停止するための措置を実施することができます。